

別表（I）高等学校教諭一種免許状（商業）取得希望者の単位修得方法（昼間コース）

◎平成26～27年度入学者

○免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目			備考
		授業科目	必修	選択	
日本国憲法	2	憲法・基礎Ⅰ 憲法・基礎Ⅱ	2 2		
体育	2	健康スポーツa 健康スポーツb 健康スポーツc 健康スポーツd 健康スポーツe（水泳） 健康スポーツf（スキーⅠ） 健康スポーツg（スキーⅡ） 生活と健康	1 1 1 1 1 1 1 2		健康スポーツから1科目以上選択必修
外国語コミュニケーション	2	英語IA 英語IB	1 1		
情報機器の操作	2	情報機器概論	2		

○教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			備考
科目	各科目に定める必要事項	単位数	授業科目	必修	選択	
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2	教職論	2		
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育の歴史	2		
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		教育心理	2		
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		教育制度	2		
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	6	教育課程論	2		
	・各教科の指導法		商業科教育法Ⅰ 商業科教育法Ⅱ	2 2		
	・道徳の指導法					
	・特別活動の指導法		特別活動論	1		
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育方法	2		
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	4	生徒指導	2		進路指導を含む
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2		
教育実習		3	事前・事後指導 教育実習Ⅱ	1 2		
教職実践演習		2	教職実践演習（中・高）	2		
合計単位		23		26		26単位必修

## ○教科に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目				備考
		授業科目	必修	選択必修	選択	
商業の関係科目	20 単位	流通システム論 I	2			選択必修 18 単位以上選択
		流通システム論 II	2			
		金融市场論	4			
		経営学原理 I	2			
		経営学原理 II	2			
		経営管理論	4			
		財務管理論	4			
		簿記原理	2			
		応用簿記	2			
		社会情報入門 I	2			
		社会情報入門 II	2			
		マーケティング	4			
		マーケティング行動論	4			
		チャネル・マネジメント	4			
		国際マーケティング	4			
		貿易論	4			
		地域市場システム論	4			
		保険論	4			
		社会と金融	2			
		銀行論	4			
		商学特講	4			
		経営学説史	4			
		企業形態論	4			
		労務管理論	4			
		国際経営論	4			
		経営史	4			
		環境経営論	4			
		中小企業論	2			
		経営学特講	2			
		財務会計論	4			
		原価計算論	4			
		管理会計論	4			
		監査論	4			
		国際会計論	4			
		組織と会計	2			
		税務会計論	4			
		会計学特講	2			
		経営と会計	2			
		アカウントマネジメント基礎	2			
		統計科学	2			
		応用統計	2			
		システム戦略論	2			
		実践アカウントマネジメント	2			
		知識科学基礎	2			
		認知科学	4			
		計画数学 I	2			
		計画数学 II	2			
		応用情報論 I	2			
		応用情報論 II	2			
		社会情報特講 I	2			
		社会情報特講 II	2			
		社会情報特講 III	2			
		社会計画	4			
職業指導		職業指導	2			
要修得単位	20		2	18		

○教科又は教職に関する科目

免許法施行規則に定める 科目区分	左記に対応する開設授業科目			備考	
	授業科目	単位数			
		必修	選択		
教科又は教職に関する科目	「教科に関する科目」 「教職に関する科目」 参照		16	最低修得単位を超えて修得した「教科に関する科目」 又は「教職に関する科目」について、併せて <u>16単位</u> <u>以上</u> 修得すること。	

### 備考：

- 「教職に関する科目」のうち、免許法施行規則に定める最低修得単位数（23 単位）を超えて修得した単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位に含める。
  - 「教職に関する科目」のうち、別表（I）～（VI）において重複して開設している授業科目については、それぞれの表において併用できる。
  - 「教科に関する科目」で 20 単位を超えて修得した単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位に含める。
  - 「免許法施行規則第 66 条の 6 に基づき本学が開設する科目」（※「情報機器概論」を除く）及び「教科に関する科目」（※「職業指導」を除く）は、それぞれ所属する学科の卒業所要単位と併用できる。